

翻訳・通訳委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、翻訳・通訳委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、東西日本区合同委員会の東西日本区合同翻訳・通訳グループにも所属し YMI ワールドや国際会長ニュースなど、海外から発信される機関紙などの翻訳作業や西日本区区報に掲載される理事原稿の和文英訳、さらには国際協会・アジア太平洋地域での会議や大会の際の通訳などを理事の付託により行うことを目的とする。

2 本委員会は委員の研鑽と将来における委員候補を育成するために次の事項に取り組む。

- (1). 育成・研鑽のための研修事業の提案・実施支援
- (2). 翻訳・通訳をスムーズかつ効果的に行うためのツール等の導入を提案・支援
- (3). 理事より付託された事項の取組み

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設ける。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事によって任命された委員長および委員長が推薦し理事が任命した数名程度の委員で構成する。

2 本委員会は前項第 2 条 2 の目的を達成するため理事の承認を経て小委員会を設置することができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員長については連続して 4 期、委員については連続して 6 期までの再任を妨げない。

また諸般の事情等により、任期の延長が必要と認められるときはこの限りではない。

2. 途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

3. 委員は 80 歳をもって定年とする。但し、本人に継続の意志があるときはこの限りではない。

(委員長の役割)

第 6 条 委員長は東日本区文献・組織検討委員長との窓口になり翻訳について協議をする。

(東西両区委員長の役割)

第 7 条 本委員長は 2 年毎に東西日本区翻訳委員長に任じられる。本委員長が東西両区の委員長に任じられた場合の位置・役割は次の通りである。

①東西両区委員長は“YMI World Translation. Japanese”として国際協会 Official Family に登録され、YMI ワールドに関するデータ、資料、文通等一切に関する国際編集長(Editor)との窓口になる。この登録は選任され次第、遅滞なく西日本区理事が行うものとする。

②東西両区委員長は東日本区文献・組織検討委員長との窓口となり、東日本区が翻訳に当たる号についての翻訳記事の選定、翻訳担当委員の決定等 についての基本的打ち合わせを行う。

③翻訳後の編集については、東西両区委員長が翻訳追加等による紙面調整等を行うものとする。

(付則)

第 8 条 この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2025 年 6 月 1 4 日 制定 2025 年 7 月 1 日施行